雄武町交通安全計画

令和８年度～令和１２年度（第 12 次）

雄武町交通安全対策会議

ま え が き

車社会の急速な進展に伴い、昭和 20 年代から昭和 40 年代にかけて交通事故の死傷者数が著しく増加し、交通安全の確保は大きな社会問題となりました。このため、国は、1970（昭和 45）年に交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）を制定し、これに基づき、本町においても 11 次・ 55 年にわたって交通安全計画を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、様々な交通安全対策を実施してきました。

本町の昨年の交通事故は、人身事故が１件（死者数０人、負傷者数１人）で前年比増減なし、物損事故が 81 件で前年比 17 件の増となっております。統計的には事故発生件数の低減が図られていると言えますが、現状に甘んじることなく、現在の目標であります「交通死亡事故ゼロ 4,000 日の達成」、これをスローガンに、幼児から高齢者まで各世代に応じた効果的な啓発活動を展開するとともに、このような活動を担う交通指導員の確保、交通安全団体の活性化を図りながら、交通事故のないまちづくりを推進してまいります。

「第 12 次雄武町交通安全計画」は、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、2026（令和８）年度から 2030（令和１２）年度までの５年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

目　次

第１章　計画の基本理念と注視すべき事項

１　交通事故のない社会を目指して ･････････････････････････････････････ 1
２　人優先の交通安全思想 ･･･ 1
３　施策推進に当たっての基本的な考え方 ･････････････････････････････････ 1
４　これからの５年間（計画期間）において特に注視すべき事項 ･････････････ 1

第２章　交通事故の現状と課題
１　道路交通事故の現状 ･･ 2
２　交通事故のない社会の実現に向けた課題と対策 ･････････････････････････ 4

第３章　交通安全計画における目標
１　目標 ･･･ 5
２　取り組みの考え方 ･･･ 5

第４章　講じようとする施策
１　道路交通環境の整備 ･･ 6
２　交通安全思想の普及徹底 ･･ 11
３　救助・救急活動の充実 ･･･ 15
４　被害者支援の充実と推進 ･･ 15

第５章　冬季における陸上交通の安全
１　冬季における道路交通の現状 ･･････････････････････････････････････ 16
２　冬季における交通安全施策 ･･･ 16

資料
雄武町交通安全対策会議名簿･･ 17
主な活動･･･ 18

第１章　　計画の基本理念と注視すべき事項

１　交通事故のない社会を目指して

人口減少と超高齢社会の到来を迎え、社会構造や環境が大きく変化する中で、真に豊かで活力のある社会を構築していくための前提として、町民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要です。交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案して、交通事故のない社会を目指します。

２　人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、高齢者、障がい者、子ども等の弱い立場にある者への安全を一層確保することが必要となります。「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進していく必要があります。

３　施策推進に当たっての基本的な考え方

本計画では、交通社会を構成する「人」、車両等の「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、施策を策定し、町民の理解と協力の下、総合的な推進に努めます。

４　これからの５年間（計画期間）において特に注視すべき事項

（１）高まる安全への要請と交通安全

自然災害の影響、インフラの老朽化、治安、感染症等、様々な安全への要請が高まる中にあっても、確実に交通安全を図り、そのために、安全に関わる関係省庁はもとより、多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要です。

（２）増加する外国人運転者等への対応

ここ数年において、外国人材の受入れが進んでおり、今後も更なる増加が予想されています。そうした状況で、今後、日本の交通ルールを十分に理解していない外国人の移動に伴う交通事故のリスクが高まらないよう対策を講じることが重要です。

（３）人手不足への対応

交通に関わる多岐にわたる分野・職種において人手不足の影響がみられ、自動化・省力化、外国人材の活用等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、人材の質を確保し、安全教育を徹底するなどの取り組みが必要です。

第２章　　交通事故の現状と課題

１　道路交通事故の現状

（１）交通事故発生件数

第 10 次計画期間（平成 28 年から令和２年）と第 11 次計画期間（令和３年～令和７年）の交通事故発生件数を比較すると発生件数は 12 件から 4 件、負傷者数は 15 人から 4 人、死者数は１人から０人となり、減少傾向にあります。

なお、第 11 次計画期間内においては交通死亡事故が発生していないことから、計画の目標である「年間交通事故死者数ゼロ」の達成となりました。

【雄武町の交通事故発生件数】

区 分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	計
発生件数(件)	1	0	1	1	1	4
負傷者数(人)	1	0	1	1	1	4
死 者 数(人)	0	0	0	0	0	0
物損件数(件)	74	65	59	64	81	343

（２）年齢別

20 歳前半の者が第一当事者となる事故が多くなっています。

【年齢別人身事故発生件数】数値は、令和３年～令和７年の合計　　単位（件）

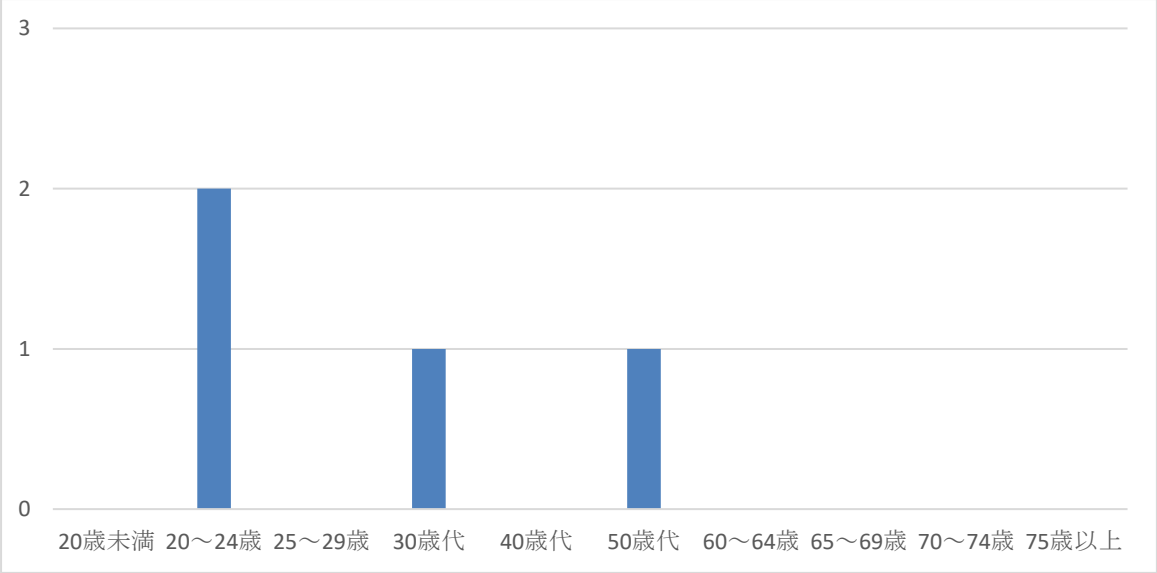

※ 第一当事者：当該交通事故における過失が重い者をいう。

（３）月別

暑さによる集中力の低下が起きやすい７月に事故が多くなっています。

【月別人身事故発生件数】数値は、令和３年～令和７年の合計　　単位（件）

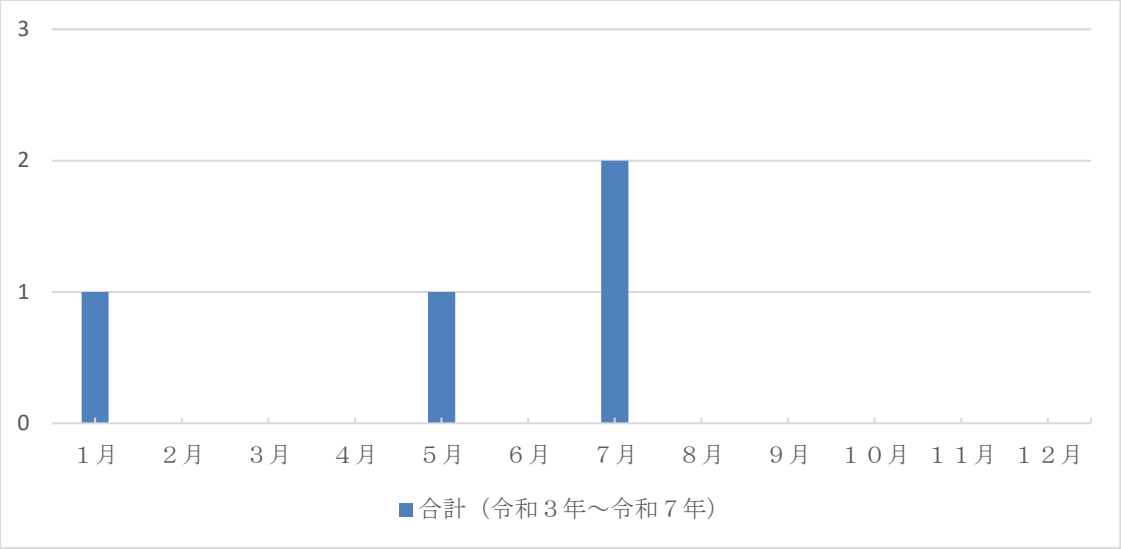

（４）時間別

全国的にみると交通事故は周囲が急に暗くなり視界が悪くなる 17 時から 19 時にかけて多く発生します。この時間帯は「薄暮時間帯」と呼ばれ、他の車や歩行者・自転車を見落としやすく、事故が発生しやすい時間帯と言えます。

本町においては、16 時から 18 時の間に１件の人身事故が発生しています。

【時間別人身事故発生件数】数値は、令和３年～令和７年の合計　　単位（件）

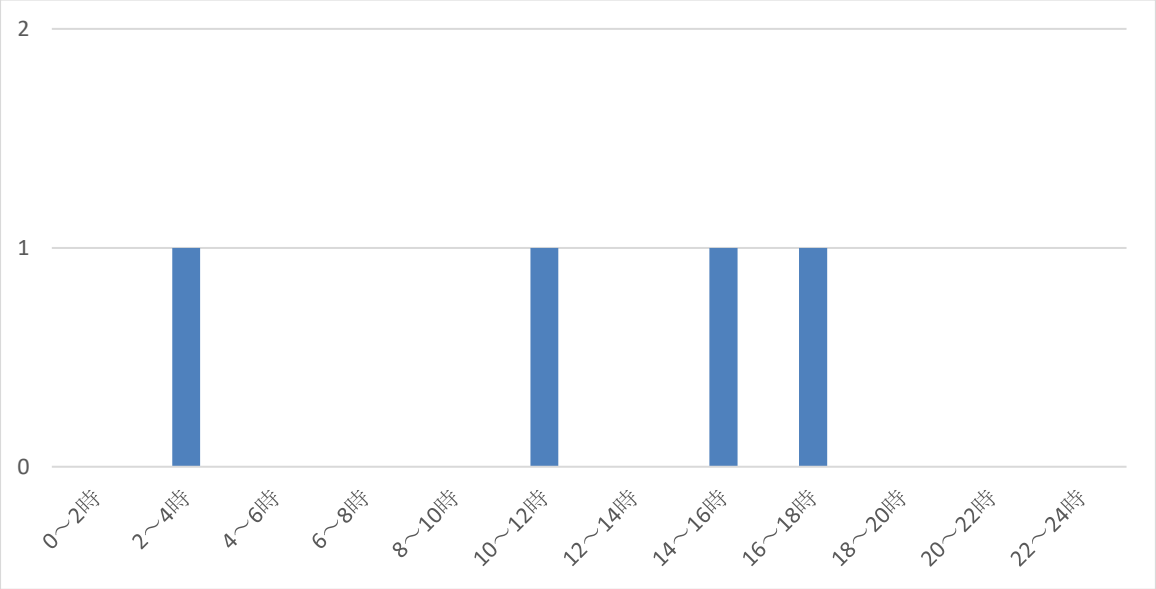

（５）目的別

第 11 次計画期間内に発生した人身事故を目的別に見ると、１番多いのが業務で２件、続いて訪問、その他がそれぞれ１件となっています。

【目的別人身事故発生件数】　単位（件）

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	合計
業務			1	1		2
通勤						0
観光・娯楽						0
買い物						0
訪問					1	1
帰省						0
その他	1					1
合計	1	0	1	1	1	4

２　交通事故のない社会の実現に向けた課題と対策

（１）課題

道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、人口の減少によって自動車保有台数や運転免許保有者数は減少するものの、公共交通手段が少ないことから、移動や輸送には自動車による道路交通にこれからも依存しなければならず、併せて地理的条件から通過地としての道路交通量の増大も予想されるところから、交通事故のない社会の実現に当たっては、依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。

また、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

（２）対策

交通安全対策の推進に当たっては、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、冬道における交通安全の確保、救助・救急活動の充実、交通事故被害者支援の充実の他、子ども・高齢者の交通事故防止、飲酒運転根絶、スピードダウンによる安全運転、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、外国人運転者に対する交通安全教育等の交通安全諸施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

第３章　　交通安全計画における目標

１　目標

①　令和１２年まで 24 時間交通事故死者数ゼロを継続します。

②　令和８年から令和１２年の５か年で負傷者数 3 人以下を目指します。

第 11 次計画期間内においては目標である「年間交通事故死者数ゼロ」を達成したことから、第 12 次計画においても「年間交通事故死者数ゼロ」を継続すべく、「令和１２年まで 24 時間交通事故死者数ゼロ」を目標とします。

また、負傷者数については、4 人の負傷者が出ていることから、第 12 次計画においては、「令和８年から令和１２年の５か年で負傷者数 3 人以下」を目標とします。

交通事故のない町を目指すことは、本計画期間中の目標のみならず、永遠の目標であります。目標を達成するため、関係機関及び諸団体と連携を強め、町民の理解を得ながら、交通事故の抑止と発生の減少に向けた取り組みの推進に努めます。

２　取り組みの考え方

前章で掲げる課題に対応し、本計画の目標を達成するため、「道路交通環境の整備」、「交通安全思想の普及徹底」、「救助・救急活動の充実」、「被害者支援の充実と推進」の４つの柱に基づき、町民の理解と協力の下、関係機関・団体と連携しながら、次章に掲げる交通安全施策の総合的な推進に努めます。

各施策の推進に当たっては、本町の交通事故の現状等の交通実態を踏まえつつ、先端技術の活用など、交通を取り巻く社会情勢の変化を適確に捉えた対策の推進や、地域の安全は地域で守るという考えの下、町民が主体的に参加する地域ぐるみの交通安全対策を推進するなどの視点をもって、取り組みを進めます。

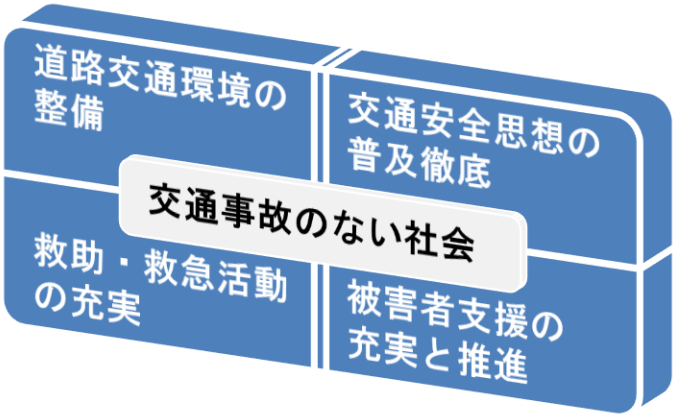

第４章　講じようとする施策

【施策体系】

施策の柱	推進施策
１　道路交通環境の整備	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
	(2) 通学路等における交通安全の確保
	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
	(4) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
	(5) 効果的な交通規制の推進
	(6) 災害に備えた道路交通環境の整備
	(7) 総合的な駐車対策の推進
	(8) 分かりやすい道路交通環境の確保
	(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
	(10) 国道・道道・町道における横断歩道の機能維持
２　交通安全思想の普及徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
３　救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急活動の充実
	(2) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
４　被害者支援の充実と推進	(1) 交通事故被害者の心情に配慮した対策
	(2) 効果的な広報の実施

１　道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察や国土交通省等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されています。

しかし、我が国の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は諸外国と比べて高いことから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。このため、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全の推進に取り組むこととします。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていきます。

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

交通安全対策は、主として「車中心」の対策でありましたが、歩行者や自転車の視点から考え、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があります。

また、令和８年９月１日から生活道路の法定速度が 30km/h に引き下げられたことを踏まえ、生活道路を始めとする交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより、車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の形成に努めることとします。

（２）通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取り組みを支援するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所、道路管理者等の関係機関が連携し、必要な対策を推進します。

高校、中学校に通う生徒、小学校、保育所や児童センター等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等の対策を関係機関に要望します。

（３）交通安全施設等の整備事業の推進

交通事故の現状等を勘案し、町民が危険と感じている施設等については、関係機関と連携し交通環境の改善及び交通事故防止に努め、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備の推進に努めます。

① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路等における安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

また、自転車利用環境の整備等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保に努めます。

② 幹線道路対策の推進

事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において、重点的な交通事故対策の実施に努めます。

③ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良等について関係機関への要望に努めるほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑制に努めます。

④ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進します。

（４）歩行者空間のユニバーサルデザイン化

高齢者、障がい者、子ども等を含めたすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化の積極的な推進に努めます。

また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間の整備に努めます。

（５）効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について、常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

速度制限については、最高速度規制が交通実態に合ったものとなっているかどうか、見直し・点検を進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故の現状等を勘案しつつ、速度抑制対策について関係機関に要望します。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制の推進に努めます。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、歩行者・自転車の横断実態等を踏まえ、信号表示の調整等の運用改善を関係機関に要望します。

（６）災害に備えた道路交通環境の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保に努めます。

地震直後からの緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の状況を確認し、必要に応じて耐震化を図る等の対策を講じます。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石など要対策と判断された箇所の対策を行い、必要に応じて回避・代替する道路の整備の推進に努めます。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うために必要な路線の状況を確認し避難路の確保に努めます。

※緊急輸送道路：本町では国道２３８号線が第１次緊急輸送道路となる。

（７）総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努めます。違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、関係機関と密接な連携に努め、町民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

（８）分かりやすい道路交通環境の確保

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、住民のニーズに即した系統的で分かりやすい道路標識等の整備を関係機関に要望します。

（９）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

② 不法占用物件等の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行います。

③ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、良好な生活環境づくりを促進します。

④ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

（10）国道・道道・町道における横断歩道の機能維持

本町は、国道・道道・町道に横断歩道が５６本設置されておりますが、自動車のタイヤとの摩擦、除雪作業の影響、アスファルトの劣化、経年劣化等により横断歩道の塗装が剥がれ、機能維持が難しくなってきている現状にあります。

このことから、本町に設置されている横断歩道の再塗装を関係機関に要望し、横断歩道の機能維持に努めます。

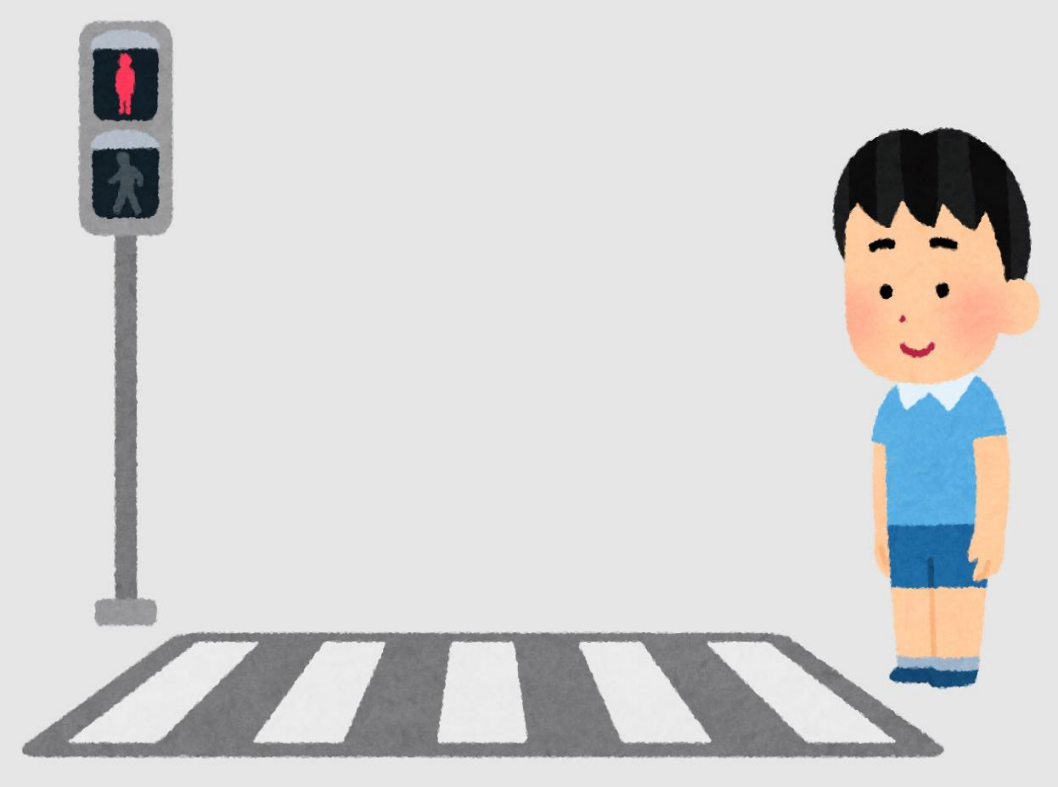

２　交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要となります。

また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者、子ども等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要となります。

特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代が高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る交通安全教育の充実に努めます。

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得できるよう指導するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得できるよう指導に努めます。

また、保育所にて交通安全教室を実施し、横断歩道の渡り方や信号機の見方を実践させ、交通ルールを習得できるようにすることを目標とします。

② 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達の段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、学級活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育が実施できるよう支援します。

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、学級活動・生徒会活動等や総合的な学習の時間などを中心に学校教育活動全体を通じて、交通安全教育が実施できるように支援します。

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

また、生徒会活動等や総合的な探究の時間などを中心に学校の教育活動全体を通じて交通安全教育が円滑に実施できるよう支援します。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を促すよう指導に努めます。

また、交通安全推進委員会をはじめ交通安全協会、交通指導員会等の交通安全団体の活動に対して協力し、それらの活動を通じて交通安全意識の高揚を図ります。

⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を促すよう指導に努めます。

また、町内老人クラブ、雄武町交通指導員会、紋別警察署と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催し、交通安全教育を実施するよう努めます。

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を推進し、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加の促進に努めます。

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けます。

また、交通安全運動の運動重点としては、子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用の徹底、自転車の安全利用の推進、主に国道を通過するライダーに対する啓発等、交通情勢に即した事項を設定し、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全運動の実施に努めます。

② 自転車の安全利用の促進

自転車の安全利用を促進するため、令和８年４月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携しながら、「自転車安全利用五則」等を活用した自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を行います。特に、自転車の歩道通行時における交通ルール、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化についての周知を徹底します。

自転車利用者は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚や責任が求められることから、そうした意識の啓発を行うとともに、損害賠償責任保険等の加入促進に努めます。

薄暮時から夜間における自転車事故を防止するため、自転車の灯火点灯の徹底や、自転車の側面等への反射材用品の取付けを呼びかけます。

また、幼児や児童の保護者、高齢者をはじめとする自転車利用者に対し、ヘルメット着用を呼びかけます。

③ シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進

交通事故の死傷者数を減少させるためには、後部座席を含めた全てのシートベルトの着用や、チャイルドシートの使用が有効であることから、関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用やチャイルドシートの使用義務の周知徹底と、正しい着用の必要性や効果に関する理解促進に努めます。

④ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及の促進を図ります。

⑤ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を把握し、飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という町民の規範意識の確立を図ります。

⑥ 交通安全に関する広報の推進

町民の交通安全に対する関心と意識を高めるため、家族・学校・職場・地域が一体となって各種広報活動を推進する。広報・ＳＮＳ等を利用し、交通事故防止に関する意識の啓発を図り、情報の提供に努めます。

⑦ 薄暮時の早め点灯の推進

薄暮時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、自動車及び自転車の早め点灯を推進します。

飲酒運転根絶ポスター（公益社団法人北海道交通安全推進委員会）

３　救助・救急活動の充実

（１）救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の拡大及び事故の種類や内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備や拡充を図り、円滑な救助活動の実施に努めます。

（２）心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

応急手当の実施により救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の知識や実技の普及に努めます。

４　被害者支援の充実と推進

（１）交通事故被害者の心情に配慮した対策

交通事故被害者は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受け、大きな不幸に見舞われていることから、心情に配慮した相談業務を推進するため、関係機関、団体との連携協調を図ります。

令和６年４月１日に制定した雄武町犯罪被害者等支援条例に基づき、過失運転致死傷罪などの犯罪被害にあわれた方に対して、見舞金の支給などの支援を行います。

（２）効果的な広報の実施

交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、町のホームページやＳＮＳ（町Ｘ・町ＬＩＮＥ）の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会の提供に努めます。

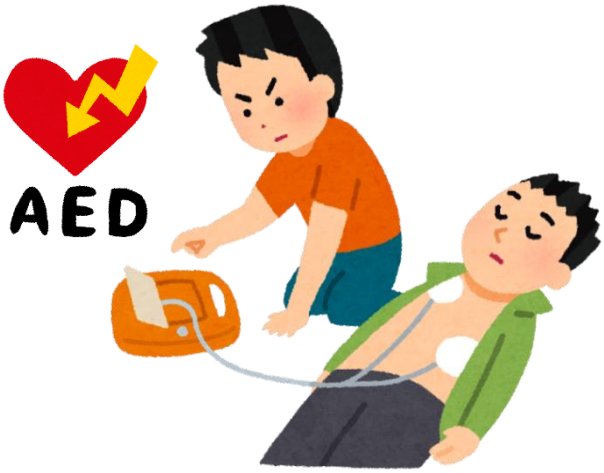

第５章　冬季における陸上交通の安全

１　冬季における道路交通の現状

本町は、１年間の約３分の１が雪に覆われる積雪寒冷地であり、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等、交通という観点からも厳しい影響のある地域です。

一方、市町村間の距離が長く、公共交通手段はバスのみであることから、ほとんどがマイカーを利用した道路交通に頼らざるを得ない現状にあります。

また、積雪による歩道幅員の減少等からも、冬季における歩行空間の確保に関する住民ニーズは大きく、高齢者、障がい者、子ども等を含むすべての人々が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保に向けた取り組みが必要です。

２　冬季における交通安全施策

（１）人優先の安全・安心な歩行空間の整備

中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努めます。

（２）除排雪の推進等

冬季交通を安全かつ円滑にするため、関係機関とより一層の連携を図り、良好な道路環境の維持に努めるため、除雪体制の充実、ロードヒーティングの維持管理、防雪柵の維持管理や防滑砂の散布等により安全の確保に努めます。

中でも、防雪柵は道路に雪が吹き溜まることを防ぎ、吹雪による視界不良を軽減するために設置された冬のライフラインを守るために欠かせない重要な施設なので、今後の防雪柵の適切な維持管理に努めます。

また、歩道についても通学路を優先とした除雪、積雪による幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、安全の確保に努めます。

雄武町交通安全対策会議名簿

区　分	所属・職
会　長	雄武町長
委　員	北海道開発局網走開発建設部興部道路事務所長
委　員	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所長
委　員	北海道北見方面紋別警察署長
委　員	雄武町副町長
委　員	雄武町教育長
委　員	雄武町総務課長
委　員	雄武町建設水道課長
事務局	雄武町地域防災室

主な活動①

４月

旗の波運動

６月

こぐまクラブ（若草保育所交通安全教室）（屋外）

４月

町内小学校交通安全青空教室

７月

ハマナス街道交通安全キャンペーン

５月

こぐまクラブ（若草保育所交通安全教室）（屋内）

８月

二輪車啓発（町長とライダーとの記念撮影）

主な活動②

１０月

雄武高校生徒会街頭啓発（１日警察官）

１２月

歳末町内飲食店等啓発

１０月

安全運転管理者事業所訪問

３月

こぐまクラブ（若草保育所交通安全教室）（修了式）

１０月

早め点灯呼びかけ街頭啓発

４月から１１月まで

スピードダウンパトライト作戦

及び

登校時全町一斉街頭指導・

交通指導車巡回指導

雄武町交通安全計画

令和８年度～令和１２年度（第１２次）

令和８年１１月

雄武町交通安全対策会議